

八代広域行政事務組合監査委員公告第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和元年9月18日

八代広域行政事務組合監査委員 江崎 眞 通
八代広域行政事務組合監査委員 村川 清 則

定期監査結果に対する
措置状況報告書
(令和元年9月)

八代広域行政事務組合
監 査 委 員

八代広域行政事務組合監査委員 様

八代広域行政事務組合
管理者 中村 博生

定期監査結果に対する措置状況報告について

令和元年8月2日付け、八広監第19号で指摘された改善を要する事例について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

- 1 監査対象年度 平成30年度
- 2 監査実施期間 令和元年7月8日～令和元年7月26日
- 3 措置状況の報告

(1) 歳入関係事務

指摘事項	<p>児童手当の支給について、八代広域行政事務組合と八代市から二重支給されていた。平成30年7月に戻入が行われていたが、二重支給の原因は、申請時の書類確認やシステム処理の漏れなど、チェック体制が不十分であることによるものである。</p> <p>職員手当等の事務処理については、戻入による職員の負担が発生しないようにしなければならない。</p> <p>今後は、職員手当等において、二重支給がないよう、担当者のみならず管理監督者において、申請受付時やシステム処理時のチェック体制を強化し、適正に事務処理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>今後は、職員一人一人が手当について深く理解ができるよう、庶務研修会等を通じて丁寧な説明を行うとともに、手当申請等の提出に際しては、提出者が所属する担当者において提出物等のチェックを行い、その後総務課へ提出し、担当係及び管理監督者双方において、新たに作成した申請者個人用のチェックリスト(別紙参照)により再チェック及びシステム等の入力処理を行い、適正な事務処理に努めます。</p>

手当関係チェック表

所 属		
係	係長	所属課署長

総務課		
係	係長	課長

所属課署	職員番号	氏 名

届出種別

【消防本部】

扶養
 住居
 通勤
 児童手当
 変更届
 その他 ()

【共 済】

被扶養
 変更届
 その他 ()

届出理由

事実発生日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 取消	<input type="checkbox"/> 変更
〈内容〉				

◆チェック項目	所属(係)	総務課
○提出要件を満たしているか(扶養の収入額など)		
○記入漏れ、不備がないか		
○添付書類に不備はないか		
○他に付随する届出漏れはないか		
○二重支給はないか(配偶者の職場など届け出ていないか)		

総務課	
システム入力	台帳入力
①	①

- 届出職員の所属担当職員がチェック欄に基づき確認を行い「係」,「係長」が押印し総務課へ提出。
 - 担当者は手当関係チェック表と届け出書類一式を総務課へ提出し、総務課にて「係」,「係長」がリチェックを行いチェック表に押印。その後、届出書により決裁をとる。
- ※手当関係チェック表サイズは「A5」とする。